

サービス管理責任者等研修 に係る経過措置について



①平成30年度までに旧体系研修 受講済みの者について

<経過措置>

- 施行後5年間（令和5年度末まで）は更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者として業務可能

もしも…

- 令和5年度中に更新研修の受講を完了できない場合、サービス管理責任者として配置できなくなります。

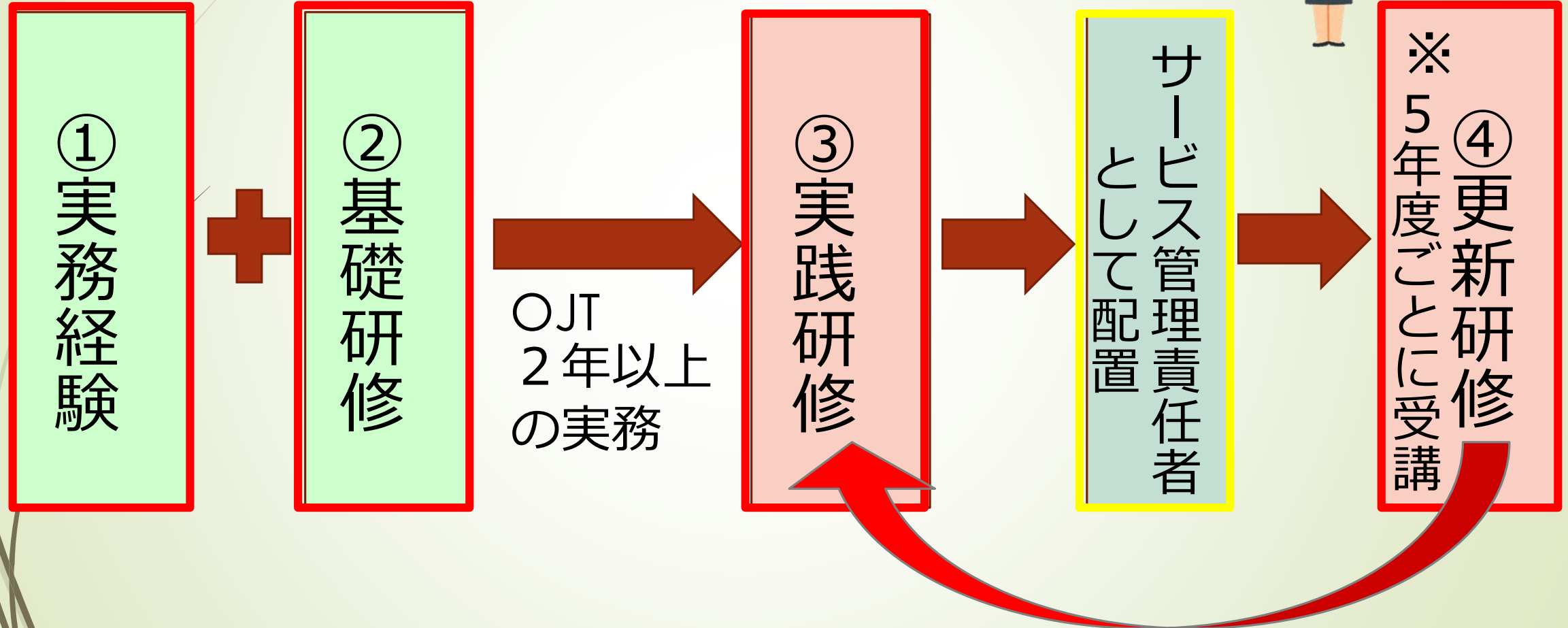


研修修了者



研修未受講者

再び配置するためには



②基礎研修受講時点で実務要件を 満たしている者について

<経過措置>

- ➡ 実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者とみなされる。

<要件>

- ➡ R1～R3年度の基礎研修受講者が対象であること。
- ➡ 基礎研修修了前に実務要件を満たす者
- ➡ 基礎研修修了後に実務要件を満たすことになる者
(3年が経過するまでの間)

②基礎研修受講時点で実務要件を 満たしている者について

もしも・・・

- 対象者が基礎研修修了後3年を経過するまでの間に、2年以上の実務要件を満たしていたとしても、実践研修の受講を完了できない場合、サービス管理責任者として配置はできません。



研修修了者



研修未受講者

基礎研修修了月から3年経過する前に実践研修の受講を！

見落とし注意 ～経過措置②について～

- 基礎研修受講後3年間は、研修修了月からカウントされます。
- 年度単位ではありません。

つまり…

【令和2年8月】
基礎研修修了



【令和5年8月】
実践研修修了

【令和5年11月】
実践研修修了

今一度
ご確認ください



ご視聴ありがとうございました。

